



上三川町庁舎乗用エレベーター内広告掲載契約書

上三川町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、庁舎乗用エレベーター内を広告媒体とする広告掲載契約を次のとおり締結する。

（契約の遵守）

第1条 甲及び乙は、日本国の法令及び甲が別途定める上三川町広告掲載事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を遵守しなければならない。

（広告の期間及び広告掲載料）

第2条 広告期間は、 年 月から 年 月とし、広告掲載料は 円（税込）とする。

（広告の仕様）

第3条 広告の仕様は、1枠（A1版 縦841mm×横594mm）とする。

（契約の費用）

第4条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第5条 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する宇都宮地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地
氏名 印

乙 所在地
商号又は名称
代表者名 印